

高知市上下水道局低入札工事に関する

下請代金支払状況等実態調査実施要領

第1 趣旨

高知市上下水道局低入札価格調査マニュアル 7(2)に規定する下請代金支払状況等実態調査（以下「調査」という。）の実施については、この要領の定めるところによる。

調査では、次のことを確認する。

- (1) 下請契約の締結状況
- (2) 下請代金の支払状況
- (3) 契約締結前に提出された低入札価格調査資料及び事情聴取事項と施工の実態の比較調査は、低入札価格調査制度を適用した建設工事のうち、調査基準価格を下回る額で契約を締結した建設工事（以下「低入札工事」という。）について、低入札工事請負者（以下「元請業者」という。）及び当該元請業者と下請契約を締結した建設業者（以下「下請業者」という。）を対象に実施する。

第2 調査の方法等

調査の方法及び時期は、次のとおりとする。

(1) 書面調査

低入札工事に対する竣工払いが完了した後（元請業者の下請業者に対する下請代金の支払いが完了した後）、元請業者及び下請業者に対して調査票により速やかに実施する。

書面調査を行うにあたっては、元請業者及び下請業者に対して様式1及び2により調査票を送付した上で調査を行う。

(2) 立入調査

前号の書面調査を実施した元請業者及び下請業者に対し、調査票を分析したうえで、立入調査票を活用して行う。

立入調査は、元請業者については必須とし、下請業者については必要と思われる相手方を抽出して行う。ただし、すべての下請業者に行うことは差し支えない。

立入調査を行うにあたっては、事前に調査対象者と実施日時を調整のうえ、様式3及び4により通知する。立入調査票は様式5のとおりとする。

(3) 立入調査体制

次のとおりとし、この中から調査に必要な人員で実施する。

ア 総括者 技術監理室長

イ 係長 企画財務課契約担当係長

ウ 調査員 企画財務課契約担当、技術監理室職員及び当該低入札工事の所管課技術職員等

総括者は、必要に応じて専門的な経験を有する者を立入調査に加えることができる。

第3 報告及び公表

立入調査の結果は調査報告書（様式6）にまとめ、高知市上下水道局低入札価格調査制度審査会（以下「審査会」という。）に報告する。

審査会への報告は、立入調査の結果重大な問題があり、その対応を検討しなければならない場合を除き、審査会委員長、副委員長、委員のうち検査技監、企画財務課長への報告とする。

立入調査の結果、建設業法（昭和24年法律第100号）に抵触する等重大な問題があると認められる場合には、審査会に報告、協議したうえで、企画財務課長はその実態に応じた適切な措置をとるものとする。

調査報告書の内容は、公表用調査報告書（様式7）により公表する。

また、企画財務課長は、当該低入札工事の所管課の長に、様式8により立入調査の結果を報告しなければならない。

第4 施行期日

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式 1 (元請業者用)

第 号
令和 年 月 日

様

高知市上下水道局次長

低入札工事完成後の調査実施について (依頼)

令和 年 月 日に完成した工事については、低入札価格調査制度適用の工事であり、かねてよりお知らせしているとおり、高知市上下水道局低入札価格調査マニュアル7(2)に規定の工事完成後実態調査を行いますので、ご協力をお願いします。

つきましては、別添様式による実態調査票を作成のうえ、令和 年 月 日までに当企画財務課まで送付してください。

なお、提出された調査票に基づき、後日面接方式による調査に伺うこととしており、その日時等については、別途お知らせします。

照会先
高知市上下水道局企画財務課
高知市〇〇〇
TEL 088-821-9208
担当者

様式 1 添付調査票（元請業者用）

低入札工事に関する下請代金支払状況等実態調査票（元請業者用）

1 事業所の概要

事業者名 代表者名
所在地 〒
TEL

2 対象工事名等

工 事 名	
-------	--

3 対象工事に係る下請業者の状況

1	事業者名及び代表者名 TEL
	所在地
2	事業者名及び代表者名 TEL
	所在地
3	事業者名及び代表者名 TEL
	所在地
4	事業者名及び代表者名 TEL
	所在地
5	事業者名及び代表者名 TEL
	所在地

※記入欄が不足する場合には、適宜、別紙等に記載して添付してください。（ワープロ作成可）

下請業者は、直接下請契約を締結している建設業者（いわゆる一次下請業者）とします。

本書記入のうえ、添付の調査事項にお答えください。

【調査事項記入上の注意点】

1 設問の指示にしたがって該当する番号（数字）を（ ）内に記入又は○で囲んでください。「その他」とする場合には、その内容を簡潔に記載してください。

2 共同企業体（JV）施工では、貴社の出資割合又は施工部分について記載してください。

3 作成した調査票は、その控えを保管してください。

調 査 事 項

1 下請代金の見積・決定について

(1) 下請代金額の決定方法について、当初契約時と変更契約時（変更契約が行われた場合のみ）に区分して該当番号を記入してください。（以下同じ。）

- ① 下請業者から見積書を提出させ、下請業者との協議により決定
- ② 下請業者から見積書を提出させ、その見積額を参考に自社単独で決定
- ③ 下請業者から見積書を提出させるが、その見積額を参考とはせず自社単独で決定
- ④ 下請業者からの見積書はとることなく、自社の見積額により決定

当初契約時 ()

変更契約時 ()

(2) (1)が①②③の場合、下請業者への見積依頼はどのように行いましたか。

- ① 書面により依頼
- ② 口頭で依頼

当初契約時 ()

変更契約時 ()

(3) (1)が①②③の場合、見積書の内訳の明示方法について、どのように依頼しましたか。

- ① 工事種別ごとに労務費、材料費、その他の経費の内訳を明示
- ② 工事種別ごとに一式の見積もりで、労務費、材料費、その他の経費の内訳は明示させていない
- ③ 工事種別は明示せず、労務費、材料費、その他の経費の内訳を明示
- ④ 工事種別、労務費、材料費、その他の経費の内訳とも明示させていない

当初契約時 ()

変更契約時 ()

注 「工事種別ごと」とは、切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような工種の別ごと、本館、別館のような目的物の別ごと等をいう。

(4) (1)が①②③の場合、見積期間（いわゆる実施見積期間）は、見積内容（条件）を提示してからどの程度の日数ですか。

- ① 見積内容（条件）を提示した即日
- ② 見積内容（条件）を提示した翌日
- ③ 中1日～中4日
- ④ 中5日～中9日
- ⑤ 中10日～中14日
- ⑥ 中15日以上

当初契約時 ()

変更契約時 ()

2 下請契約の締結について

(1) 契約締結の方法について、当初契約時と変更契約時（変更契約が行われた場合のみ）に区分して該当番号を記入してください。

- ① 請負契約書
- ② 基本契約書に基づいた注文書・請書の交換
- ③ 基本契約約款を添付又は印刷した注文書・請書の交換
- ④ 注文書・請書の交換のみ
- ⑤ 注文書・請書の一方的な送付
- ⑥ メモ又は口頭

当初契約時 ()

変更契約時 ()

(2) (1)が①②③の場合、次の事項のうち当初の契約書（注文書又は請書を含む。）で定めている事項はどれですか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部若しくは一部の前払金又は出来形部分に対する支払いの定めをしているときは、その支払い時期又は方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合の、工期の変更若しくは請負代金の額の変更又は損害の区分及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合の賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し又は建設機械その他の機械を貸与する場合の内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期
- ⑪ 工事完成後の請負代金の支払い時期及びその方法
- ⑫ 各当事者の履行遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する定め
- ⑬ 契約に関する紛争の解決方法に関する定め
- ⑭ その他 ()

(3) (1)が①②③の場合、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（リサイクル法）に関して、次の事項のうち、当初の契約書（注文書又は請書を含む。）で定めてい

る事項はどれですか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

- ① 分別解体等の方法
- ② 解体工事に関する費用
- ③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④ 再資源化等に要する費用
- ⑤ リサイクル法該当工事にはなっていない
- ⑥ 定めていない
- ⑦ その他 ()

(4) 当該工事の下請契約の締結時期について、当初契約時と変更契約時（変更契約が行われた場合のみ）に区分して該当番号を記入してください。

- ① 工事（変更契約においては変更部分の工事）着手前
 - ② 工事（変更契約においては変更部分の工事）着手後完了前
 - ③ 工事（変更契約においては変更部分の工事）完了後
 - ④ メモ又は口頭依頼のみによる工事施工で、契約書の締結はない
- 当初契約時 ()
変更契約時 ()

3 検査・引渡しについて

(1) 下請業者から工事完了の報告を受けた後、検査を完了するまでの期間は、次のどれですか。該当する番号を○で囲んでください。（以下同じ。）

- ① 10日以内
- ② 11日以上20日以内
- ③ 21日以上30日以内
- ④ 31日以上

(2) 完成検査完了後、下請業者から引渡しの申出を受けてから実際の引渡しを受けるまでの期間は、次のどれですか。

- ① 即日
- ② 10日以内
- ③ 11日以上20日以内
- ④ 21日以上30日以内
- ⑤ 31日以上

(3) 当該工事の下請業者から引渡しを受けた後、無償で変更、補修工事等をさせたことがありましたか。

- ① あった
- ② なかった

(4) (3)が①の場合、その理由は何ですか。

- ① 工事目的物の一部に下請業者による作業瑕疵が見つかったため
- ② 工事目的物の一部が下請業者以外の責に帰すべき要因で壊れたため
- ③ 工事目的物の設計変更があったため
- ④ その他 ()

4 下請代金の支払いについて

(1) 下請業者から引渡しを受けてから、下請代金の支払いまでの期間は次のどれですか。
該当する番号を○で囲んでください。(以下同じ。)

- ① 10日以内
- ② 11日以上30日以内
- ③ 31日以上50日以内
- ④ 51日以上60日以内
- ⑤ 61日以上

(2) 高知市上下水道局からの請負代金の支払いを受けてから、下請業者に下請代金の支払いを行うまでの期間は、次のどれですか。

- ① 1週間未満
- ② 1週間～2週間未満
- ③ 2週間～1ヶ月未満
- ④ 1ヶ月～2ヶ月未満
- ⑤ 2ヶ月以上

(3) 下請代金の支払い方法は、次のうちどれですか。

- ① 全額現金
- ② 現金、手形の併用
- ③ 全額手形
- ④ その他 ()

(4) (3)が②③の場合、振り出した手形の最短、最長期間(サイト)を記入してください。

最短 () 日)

最長 () 日)

(5) 下請代金の支払い時期は、次のどれですか。

- ① 前金払・部分払・完成払
- ② 前金払・完成払
- ③ 部分払・完成払

④ 完成払のみ

注 部分払とは、完成出来形に応じた出来高部分払をいう。

(6) (5)が④の場合、その理由は何ですか。

- ① 下請業者との契約により完成払となっているため
- ② 下請業者との契約では前金払等を請求できる旨が明示されているものの、完成前には実際の支払請求がなかったため
- ③ 下請業者との契約では前金払等を請求できる旨が明示されているものの、資金繰り等の事情でその支払請求に応じなかったため
- ④ その他 ()

(7) 下請業者からの引渡しを受けた後、下請業者に完成払の支払いを一部保留したことがありましたか。

- ① あった
- ② なかった

(8) (7)で①の場合、その理由は何ですか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

- ① 工事目的物の一部に瑕疵があったため
- ② 工事目的物の一部に瑕疵が生じるおそれがあったため
- ③ 下請業者が工期どおり作業を行えなかったため
- ④ 高知市上下水道局から予定どおりの支払いがされなかったため
- ⑤ 下請業者から引渡しの申出がなかったため
- ⑥ 下請業者から請求書の送付が遅れたため
- ⑦ 自社資金繰りの都合
- ⑧ その他 ()

以上の内容については、相違ありません。

事業者名 _____

調査票作成責任者 職・氏名 _____

印 _____

様式2（下請業者用）

第 号
令和 年 月 日

様

高知市上下水道局次長

低入札工事完成後の調査実施について（依頼）

あなたが下請工事を担当し、令和 年 月 日に完成した 工事については、低入札価格調査制度適用の工事であり、高知市上下水道局低入札価格調査マニュアル7(2)の規定により工事完成後実態調査が必要となっています。

つきましては、ご多用中恐縮ですが、調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

別添様式による実態調査票を作成のうえ、令和 年 月 日までに企画財務課まで送付してください。

なお、提出された調査票に基づき、後日必要に応じて面接方式による調査に何うこととしておりますので、その際には併せてご協力をよろしくお願いいたします。その場合の日時等については、別途お知らせします。

照会先
高知市上下水道局企画財務課
高知市〇〇〇
TEL 088-821-9208
担当者

様式 2 添付調査票（下請業者用）

低入札工事に関する下請代金支払状況等実態調査票（下請業者用）

1 事業所の概要

事業者名 代表者名
所在地 〒
TEL

2 対象工事名等

工事名	
-----	--

3 対象工事に係る元請業者の状況

事業者名及び代表者名	TEL
所 在 地	

※ 元請業者とは、下請業者と直接下請契約を締結している建設業者（いわゆる一次下請の関係にある場合）をいいます。

本書記入のうえ、添付の調査事項にお答えください。

【調査事項記入上の注意点】

- 1 記入には、インク又はボールペンを使用してください。（ワープロ作成可）
- 2 設問の指示にしたがって該当する番号（数字）を（ ）内に記入又は○で囲んでください。「その他」とする場合には、その内容を簡潔に記載してください。
- 3 共同企業体（JV）施工では、貴社の出資割合又は施工部分について記載してください。
- 4 作成した調査票は、その控えを保管してください。

調 査 事 項

1 下請代金の見積・決定について

(1) 下請代金額の決定方法について、当初契約時と変更契約時(変更契約が行われた場合のみ)に区分して該当番号を記入してください。(以下同じ。)

- ① 元請業者からの依頼で見積書を提出し、元請業者との協議により決定
- ② 元請業者からの依頼で見積書を提出したが、元請業者が単独で決定
- ③ 見積書提出はなく、元請業者が単独で決定

当初契約時 ()

変更契約時 ()

(2) (1)が①②の場合、元請業者からの見積依頼はどのように行われましたか。

- ① 書面により依頼
- ② 口頭で依頼

当初契約時 ()

変更契約時 ()

(3) (1)が①②の場合、見積書の内訳の明示方法について、どのように依頼されましたか。

- ① 工事種別ごとに労務費、材料費、その他の経費の内訳を明示
- ② 工事種別ごとに一式の見積もりで、労務費、材料費、その他の経費の内訳は明示なし
- ③ 工事種別は明示せず、労務費、材料費、その他の経費の内訳を明示
- ④ 工事種別、労務費、材料費、その他の経費の内訳とも明示なし

当初契約時 ()

変更契約時 ()

注 「工事種別ごと」とは、切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような工種の別ごと、本館、別館のような目的物の別ごと等をいう。

(4) (1)が①②の場合、見積期間(いわゆる実施見積期間)は、見積内容(条件)を提示されてからどの程度の日数ですか。

- ① 見積内容(条件)を提示した即日
- ② 見積内容(条件)を提示した翌日
- ③ 中1日～中4日
- ④ 中5日～中9日
- ⑤ 中10日～中14日
- ⑥ 中15日以上

当初契約時 ()

変更契約時 ()

る事項はどれですか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

- ① 分別解体等の方法
- ② 解体工事に関する費用
- ③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④ 再資源化等に要する費用
- ⑤ リサイクル法該当工事にはなっていない
- ⑥ 定めていない
- ⑦ その他 ()

(4) 当該工事の下請契約の締結時期について、当初契約時と変更契約時（変更契約が行われた場合のみ）に区分して該当番号を記入してください。

- ① 工事（変更契約においては変更部分の工事）着手前
 - ② 工事（変更契約においては変更部分の工事）着手後完了前
 - ③ 工事（変更契約においては変更部分の工事）完了後
 - ④ メモ又は口頭依頼のみによる工事施工で、契約書の締結はない
- 当初契約時 ()
変更契約時 ()

3 検査・引渡しについて

(1) 元請業者に工事完了の報告をした後、元請業者が検査を完了するまでの期間は、次のどれですか。該当する番号を○で囲んでください。（以下同じ。）

- ① 10 日以内
- ② 11 日以上 20 日以内
- ③ 21 日以上 30 日以内
- ④ 31 日以上

(2) 完成検査完了後、元請業者に引渡しの申出をしてから実際の引渡しが行われた期間は、次のどれですか。

- ① 即日
- ② 10 日以内
- ③ 11 日以上 20 日以内
- ④ 21 日以上 30 日以内
- ⑤ 31 日以上

(3) 当該工事元請業者に引渡しをした後、無償で変更、補修工事等をさせられたことがありましたか。

- ① あった
- ② なかった

(4) (3)が①の場合、元請業者から受けた説明は何ですか。

- ① 工事目的物の一部に自社による作業瑕疵が見つかったため
- ② 工事目的物の一部が自社以外の責に帰すべき要因で壊れたため
- ③ 工事目的物の設計変更があったため
- ④ その他 ()

4 下請代金の支払いについて

(1) 元請業者に引渡しをしてから、下請代金の支払いを受けるまでの期間は次のどれですか。該当する番号を○で囲んでください。(以下同じ。)

- ① 10 日以内
- ② 11 日以上 30 日以内
- ③ 31 日以上 50 日以内
- ④ 51 日以上 60 日以内
- ⑤ 61 日以上

(2) 下請代金の支払い方法は、次のうちどれですか。

- ① 全額現金
- ② 現金、手形の併用
- ③ 全額手形
- ④ その他 ()

(3) (2)が②③の場合、受領手形の最短、最長期間(サイト)を記入してください。

最短 () 日)

最長 () 日)

(4) 下請代金の支払い時期は、次のどれですか。

- ① 前金払・部分払・完成払
- ② 前金払・完成払
- ③ 部分払・完成払
- ④ 完成払のみ

注 部分払とは、完成出来形に応じた出来高部分払をいう。

(5) (4)が④の場合、元請業者から受けた説明は何ですか。

- ① 元請業者との契約により完成払となっているため
- ② 元請業者との契約では前金払等を請求できる旨が明示されているものの、完成前には自社が支払請求をしなかったため
- ③ 元請業者との契約では前金払等を請求できる旨が明示されているものの、元請業者

の資金繰り等の事情でその支払請求に応じてもらえなかったため

④ その他 ()

(6) 元請業者への引渡しをした後、完成払の支払いを一部保留をされたことがありましたか。

- ① あった
- ② なかった

(7) (6)で①の場合、元請業者から受けた説明は何ですか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

- ① 工事目的物の一部に瑕疵があったため
- ② 工事目的物の一部に瑕疵が生じるおそれがあったため
- ③ 自社が工期どおり作業を行えなかったため
- ④ 高知市上下水道局から予定どおりの支払いがされなかったため
- ⑤ 自社から引渡しの申出がなかったため
- ⑥ 自社から請求書の送付が遅れたため
- ⑦ 元請業者資金繰りの都合
- ⑧ その他 ()

以上の内容については、相違ありません。

事業者名 _____

調査票作成責任者 職・氏名 _____ 印

様式3（元請業者用）

第 号
令和 年 月 日

様

高知市上下水道局次長

低入札工事完成後の調査（ヒアリング調査）実施について（依頼）

令和 年 月 日に完成した 工事については、低入札価格調査制度適用の工事であり、高知市上下水道局低入札価格調査マニュアル7(2)に規定の工事完成後実態調査（ヒアリング調査）を下記のとおり行いますので、ご協力をお願いします。
なお、調査の内容及び調査日当日必要な書類等は別紙のとおりです。

記

1 日 時
令和 年 月 日（ ） 午前（後） 時～

2 調査実施職員
高知市上下水道局企画財務課（職名） （氏名）

照会先 高知市上下水道局企画財務課 高知市〇〇〇 TEL 088-821-9208 担当者

別紙

1 調査内容

ヒアリング調査では、次の事項についてお伺いします。

- (1) 調査対象工事入札価格の作成方法及び積算根拠、貴社実行予算の内容、作成方法及び積算根拠等貴社における工事予算の算定事務に関すること。
- (2) 下請業者との契約及び価格等の交渉の状況（下請負人から提出された見積の内容とその査定方法等を含む。）等貴社と直接契約を締結した下請負人との取引状況に関すること。
- (3) 建設現場労働者への賃金の支払い状況、下請負人に係る社会保険等の加入状況等調査対象工事に従事した労働者の労働実態に関すること。
- (4) その他、調査対象工事の施工状況等必要な事項。

2 調査資料等

ヒアリング調査では、次の関係資料等を当日拝見させていただきますので、ご多用中恐縮ですが、あらかじめ準備をお願いします。

- (1) 工事概要に関する説明資料
- (2) 工程表
- (3) 実行予算書、実行予算科目組替表、工事实行予算差引表
- (4) 工事別原価台帳
- (5) 施工体系図及び施工体制台帳（契約書面等の添付書類を含む。）
- (6) (5)を作成していない場合には、下請負人との契約書又は注文書・請書
- (7) 工事施工、資材の購入等、調査対象工事に関して他社からの提出を受けた見積書（当初及び最終のもの。契約には至らなかったものを含む。）
- (8) 下請契約（資材購入を含む。）の相手方及び契約金額を記載した一覧表
- (9) 前払金等、高知市上下水道局からの工事請負代金の支払状況がわかるもの
- (10) 下請負人への下請代金の支払状況がわかる次のもの
 - ア 銀行等への振込依頼書、領収書等
 - イ 手形による支払いの場合には、手形の耳等及びその領収書
 - ウ その他支払いの挙証資料となるもの
- (11) 下請負人に対する作業指示書
- (12) 作業員名簿
- (13) 現場職員の賃金台帳
- (14) 作業日報

共同企業体（JV）工事の場合

- ・共同企業体協定書
- ・共同企業体工事事務所編成表
- ・共同企業体において整備された各種規則（運営委員会規則等）

様式4（下請業者用）

第 号
令和 年 月 日

様

高知市上下水道局次長

低入札工事完成後の調査（ヒアリング調査）実施について（依頼）

令和 年 月 日に完成した 工事については、低入札価格調査制度適用の工事であり、高知市上下水道局低入札価格調査マニュアル7（2）に規定の工事完成後実態調査（ヒアリング調査）を下記のとおり行いますので、ご協力をお願いします。
なお、調査の内容及び調査日当日必要な書類等は別紙のとおりです。

記

1 日 時
令和 年 月 日（ ） 午前（後） 時～

2 調査実施職員
高知市上下水道局企画財務課（職名） （氏名）

照会先
高知市上下水道局企画財務課
高知市〇〇〇
TEL 088-821-9208
担当者

別紙

1 調査内容

ヒアリング調査では、次の事項についてお伺いします。

- (1) 調査対象工事入札価格の作成方法及び積算根拠、貴社実行予算の内容、作成方法及び積算根拠等貴社における工事予算の算定事務に関すること。
- (2) 元請業者との契約及び価格等の交渉の状況（貴社から提出された見積の内容とその査定方法等を含む。）等貴社と直接契約を締結した元請負人との取引状況に関すること。
- (3) 建設現場労働者への賃金の支払い状況、元請負人に係る社会保険等の加入状況等調査対象工事に従事した労働者の労働実態に関すること。
- (4) その他、調査対象工事の施工状況等必要な事項。

2 調査資料等

ヒアリング調査では、次の関係資料等を当日拝見させていただきますので、ご多用中恐縮ですが、あらかじめ準備をお願いします。

- (1) 工事概要に関する説明資料
- (2) 工程表
- (3) 実行予算書、実行予算科目組替表、工事实行予算差引表
- (4) 工事別原価台帳
- (5) 施工体系図及び施工体制台帳（契約書面等の添付書類を含む。）
- (6) (5)を作成していない場合には、元請負人との契約書又は注文書・請書
- (7) 工事施工、資材の購入等、調査対象工事に関して他社からの提出を受けた見積書（当初及び最終のもの。契約には至らなかったものを含む。）
- (8) 元請契約（資材購入を含む。）の相手方及び契約金額を記載した一覧表
- (9) 前払金等、元請人からの工事請負代金の支払状況がわかるもの
- (10) 元請負人からの作業指示書
- (11) 作業員名簿
- (12) 現場職員の賃金台帳
- (13) 作業日報

共同企業体（JV）工事の場合

- ・共同企業体協定書
- ・共同企業体工事事務所編成表
- ・共同企業体において整備された各種規則（運営委員会規則等）

様式 8

第 号
令和 年 月 日

(低入札工事執行機関長) 課長 様

企画財務課長

低入札工事下請代金支払状況等実態調査結果について

低入札価格調査制度適用の工事（ 工事名 ）について，高知市上下水道局低入札価格調査マニュアル7（2）の規定に基づき行った工事完成後実態調査の結果を別添のとおり報告します。

注 様式7を添付すること。